

畜産環境整備機構損害保険要領（平成 20 年 9 月 29 日付け 20 環機第 838 号）一部改正新旧対照表

平成 28 年 3 月 23 日 27 環機第 1151 号 一部改正

改 正 後	現 行
<p>第 1 目 的 一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が畜産高度化支援リース事業実施要領（平成 22 年 5 月 28 日 22 環機第 448 号。以下「高度化リース要領」という。）及び畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領（平成 25 年 3 月 25 日 25 環機第 110 号。以下「緊急支援リース要領」という。）<u>並びに機構がその他のリース事業を実施するために定める実施要領（以下「その他の実施要領」という。）</u>に基づき貸し付ける貸付施設等について、高度化リース要領第 6 の 1 の規定（緊急支援リース要領第 6 <u>及びその他の実施要領該当規定</u>により準用する場合を含む。）により借受者が加入しなければならない損害保険については、これらの要領に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第 2 ～ 第 5 【略】</p> <p>第 6 動産総合保険 1 【略】 2 保険の条件 （1）動産総合保険対象物件の保険料率は、別紙のとおりとし、免責金額及び保険金額は、1 の一括保険契約のとおりとする。 （2）保険料は、(1)の規定により計算される金額について10円未満を四捨五入した金額とする。 （3）機構は、<u>(2)の規定により算出される貸付期間中の保険料を</u>、当該貸付施設等に係る第 1 回目の貸付料を徴収する際、原則として借受団体等を通じて借受者から徴収するものとする。</p> <p>3 ～ 5 【略】</p> <p>第 7 ～ 第 8 【略】</p>	<p>第 1 目 的 一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が畜産高度化支援リース事業実施要領（平成 22 年 5 月 28 日 22 環機第 448 号。以下「高度化リース要領」という。）及び畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領（平成 25 年 3 月 25 日 25 環機第 110 号。以下「緊急支援リース要領」という。）に基づき貸し付ける貸付施設等について、高度化リース要領第 6 の 1 の規定（緊急支援リース要領第 6 により準用する場合を含む。）により借受者が加入しなければならない損害保険については、これらの要領に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第 2 ～ 第 5 【略】</p> <p>第 6 動産総合保険 1 【略】 2 保険の条件 （1）動産総合保険対象物件の保険料率は、別紙のとおりとし、免責金額及び保険金額は、1 の一括保険契約のとおりとする。 （2）保険料は、(1)の規定により計算される金額について10円未満を四捨五入した金額とする。 （3）機構は、保険料を、当該貸付施設等に係る第 1 回目の貸付料を徴収する際、原則として借受団体等を通じて借受者から徴収するものとする。</p> <p>3 ～ 5 【略】</p> <p>第 7 ～ 第 8 【略】</p>

資料 3 - 1

改正後			現行			
別紙			別紙			
保険料率			保険料率			
分類	貸付機械		分類	貸付機械		
経営用機械・装置	運搬用機具（自走式のもの）		運搬用機具（自走式のもの）	2.28		
	据付固定式のもの	バーンクリーナー	1.19	据付固定式のもの	バーンクリーナー	1.19
		糞尿乾燥機	1.69		糞尿乾燥機	1.69
		攪拌機			攪拌機	
		醗酵装置			醗酵装置	
	上記以外のもの		1.59	上記以外のもの		1.59
	FRP製サイロ		1.96	FRP製サイロ		1.96
鉄製サイロ		1.44	鉄製サイロ		1.44	
上記以外のもの		1.75	上記以外のもの		1.74	
食肉用機械・装置	運搬用機具（自走式のもの）		運搬用機具（自走式のもの）	2.28		
	精密電子機器類		0.89	精密電子機器類		0.89
	ショーケース		0.98	ショーケース		0.99
	上記以外のもの		0.90	上記以外のもの		0.91
その他機械・装置	脊髄吸引機		脊髄吸引機	1.19		
	消毒装置					
	脊髄彎曲矯正装置					
	頭蓋骨破碎装置					
上記以外のもの		1.19	上記以外のもの		1.19	
(注) (略)			(注) 保険料率は、保険金額1,000円に対する保険期間1年についての額である。			
別紙様式第1号 ~ 別紙様式第5号 【略】			別紙様式第1号 ~ 別紙様式第5号 【略】			

附 則

この改正は、平成28年4月1日から実施する。ただし、改正後の第2の3の規定で定める別紙は、平成28年4月1日から適用するものとし、それ以前に貸付開始された貸付契約については、なお従前の例による。